

政令第六十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 炭酸亜鉛

ロ 雷酸亜鉛

ハ 六水酸化錫<sup>すず</sup>亜鉛

第二条第一項第七号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 四―アセトキシフェニルジメチルスルホンウムⅡヘキサフルオロアンチモネート及びこれ含有す

る製剤

第二条第一項第三十二号中(139)を(144)とし、(138)を(143)とし、(137)を(142)とし、(136)を(140)とし、(140)の次に次のように加える。

(141) (Z) — 「五 — 「四 — (四 — メチルフェニルスルホニルオキシ) — フェニルスルホニルオキシイミノ — 五H — チオフェン — ニーイリデン」 — (ニ — メチルフェニル) — アセトニトリル及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(135)を(139)とし、(109)から(134)までを(113)から(138)までとし、(108)を(110)とし、(110)の次に次のように加える。

(111) ニ — フルオロ — 四 — (トランス — 四 — ビニルシクロヘキシル) — ベンゾニトリル及びこれを含む製剤

(112) ニ — フルオロ — 四 — 「トランス — 四 — (E) — (プロパー — エン — ール) — シクロヘキシル」 — ベンゾニトリル及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(107)を(109)とし、(78)から(106)までを(80)から(108)までとし、(77)を(78)とし、(78)の次に次のように加える。

- (79) 二・六―ジフルオロ―四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(76)を(77)とし、(70)から(75)までを(71)から(76)までとし、(69)の次に次のように加える。

- (70) N―シアノメチル―四―(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十九号の三中「製剤」の下に「。ただし、メチルN―「二―「一―(四―クロロフェニル)―一H―ピラゾール―三―イルオキシメチル」フェニル」(N―メトキシ)カルバマート六・八%以下を含有するものを除く。」を加える。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。